

女性いきいきチャレンジ 応援協議体講座

日場内師定費下表のとおり他1歳6カ月～未就学児の保育[※]。☎電話またはEメールで。住所、氏名、電話番号を記入☑女性いきいきチャレンジ応援協議体事務局（☎843-3006☒info@herstory1101.net）

●ワンコイントライアル講座（受講料500円※材料費別途）

講座名	日時	会場	講師	定員	材料費
ストレスフリーDe健康美！（フランス式アロマテラピー）	8/7(火) 10:00～12:00	多摩平の森ふれあい館	山本純代氏 (NARD JAPAN 認定アロマアドバイザー)	15人	300円
夏の親子パン教室	8/11(土) 10:00～13:30	市民の森ふれあいホール	白武一美氏 (JHBS講師、製パン技能士1級)	12組 (幼稚園年中以上の親子)	1,600円
はり師・きゅう師が教える～ママのお家Deツボ療法	8/21(火) 10:00～11:30	多摩平の森ふれあい館	佐伯有香氏 (はり師・きゅう師)	8組 (親子)	300円
都内でしか学べなかったブリーダーブドフラワー・フローラル	8/25(土) 13:30～15:30	多摩平の森ふれあい館	小笠原京子氏 (日比谷花壇ブドフラワーアカデミー認定インストラクター)	20人	2,300円

思いやりで快適な生活④
喫煙マナーアップにご協力を！

タバコのポイ捨て、人混みの中での喫煙は周りの方々に変な迷惑が掛かります。また、歩行者の喫煙は、他の歩行者、特に

小さなお子さんにとって、顔の高さに火があることになり、大変危険な行為です。

タバコは喫煙所で吸うなど、マナーを守り、吸う人、吸わない人、お互いが気持ちよく過ごせる環境づくりを心がけましょう。

環境保全課

●平成24年度 後期高齢者医療保険料の計算式 表1

均等割額=40,100円(世帯の所得により軽減あり)
所得割額={総所得金額等-33万円(基礎控除)}※1×0.0819 (本人の所得により軽減あり)
年間保険料※2=均等割額+所得割額

※注1 下線部分を「旧ただし書き所得」と呼んでいます。
※注2 限度額55万円。年度途中の場合は、月割りで計算。100円未満の端数は切り捨て

●平成24年度 均等割額の軽減 表2

軽減割合	均等割額	対象者
9割	4,010円	総所得金額等の合計が33万円(基礎控除)以下で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合
8.5割	6,015円	総所得金額等の合計が33万円(基礎控除)以下の場合
5割	20,050円	総所得金額等の合計が33万円(基礎控除)+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の場合
2割	32,080円	総所得金額等の合計が33万円(基礎控除)+(35万円×被保険者数)以下の場合

※公的年金所得がある方は、総所得金額等の合計額からさらに15万円が控除されます。

●平成24年度 所得割額の軽減 表3

旧ただし書き所得(公的年金収入の場合)	所得割額の軽減割合
15万円(公的年金収入168万円)まで	所得割額を全額減額
20万円(公的年金収入173万円)まで	所得割額を75%減額
58万円(公的年金収入211万円)まで	所得割額を50%減額

※旧ただし書き所得とは、総所得金額等から33万円(基礎控除)を引いた金額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません

後期高齢者医療制度

平成24年度後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書を7月17日に発送します

対象者は6月30日までに後期高齢者医療制度の資格を取得した方です。

なお、5月1日以降、国民健康保険(国保)から後期高齢者医療制度に加入した方は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の両方の納入通知書が届きますが、それぞれ加入月数で計算されています。

計算方法：保険料は個人単位で計算(表1参照)

▼保険料率の変更

均等割額：4万100円(平成22・23年度は3万7千800円)

所得割率：8・19割(平成22・23年度は7・18割)

▼保険料の軽減

均等割額の軽減：同一世帯の加入者および世帯主の総所得金額などの合計額により、均等割額を軽減(表2参照)。

所得割額の軽減：「旧ただし書き所得」が58万円までの方は、所得割額を軽減(表3参照)。

▼これまで被用者保険の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等(国保・国民健康保険組合以外)加入者の被扶養者であった方は、所得割額が軽減(表3参照)。

▼支払い方法

年金天引き(特別徴収)と納付書払いまたは口座振替払い(普通徴収)があります。また、納付書払いと年金天引きの両方で支払う場合があります。

▼新しい保険証を7月13日に発送します

現在交付している保険証は平成24年7月31日(火)で期限が切れます。8月以降医療機関などにかかる際は、必ず新しい保険証をお持ちください。

▼後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

医療係

▼3割負担の方は申請により負担割合を変更できます

平成23年中の収入額の合計が表5の条件を満たしている場合は、申請日の翌月から負担割合が1割に変更できます。

●一部負担金の割合判定基準(平成24年8月1日から) 表4

区分	平成24年度住民税課税所得額(課税標準額)	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

※住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額などから住民税の所得控除を差し引いた額です。で、所得税の課税所得額のことではありません

●1カ月の医療費の自己負担限度額 表6

負担割合	区分	自己負担限度額(月額)※注6		入院時の食事代(1食あたり)	
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	入院時の食事代(1食あたり)	
3割	現役並み所得者※注1	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)※注2	260円	
	一般	12,000円	44,400円	260円	
1割	住民税非課税世帯等※注3	8,000円	区分Ⅱ※注3	過去1年の入院期間が90日以下	210円
			区分Ⅰ※注4	過去1年の入院期間が91日以上(確認書類が必要)※注5	160円
				100円	

※注1 現役並み所得者とは、住民税課税所得額(課税標準額)145万円以上の後期高齢者医療被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療被保険者
住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額等から住民税の所得控除を差し引いた額です
※注2 過去12カ月以内に4回以上後期高齢者医療で高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円になります
※注3 区分Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方
※注4 区分Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方
※注5 入院期間が91日以上とは、「限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅱ)」の交付を受けていた期間内の入院日数が該当します
※注6 75歳到達月(1日生まれ、障害認定の方は除く)に限り、1カ月の個人の自己負担限度額(外来・入院)が2分の1になります

●収入額による一部負担金(1割負担)判定基準(平成24年8月1日から) 表5

世帯区分	平成23年中の収入額の合計
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人のみ	383万円未満
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が2人以上	合算して520万円未満
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人で70～74歳の方がいる場合	

※収入額とは、必要経費などを差し引く前の金額で所得額とは異なります

▼住民税非課税世帯の方へ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)を窓口で提示すると、外来や入院時の窓口で支払う医療費の自己負担限度額や入院時の食事代が減額されます。認定証の交付を受けるには、申請が必要です(表6参照)。

なお現在、認定証をお持ちの方は、7月31日(火)で期限が切れます。引き続き対象になる方には、認定証を7月下旬に送付します。手続きは不要です。

▼後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方

①後期高齢者医療被保険者証②印鑑③平成24年度住民税非課税証明書(平成24年1月1日現在、市内在住で税の申告をされた方は不要)を持参、または郵送※郵送の場合①・②は不要

いずれも☑保険年金課高齢者医療係

訪問リハビリマッサージ

お手持ちの健康保険で1日1回20分のマッサージが交通費込みで「300円」!!で受けられます。(1割負担の場合・3割900円)

お年寄りやからだの不自由な方、ご自宅でマッサージが受けられるので通院の必要がありません。

まずはお電話下さい!! お客様専用フリーダイヤル(無料)

0800-111-0220

株式会社アッサム 在宅医療サービス
東京都国立市東1丁目14番1号シティハウス国立103号 ☎042-571-0228

ふとん 仕立直し(打直し)

羽毛布団も致します **致します**

堀内ふとん店

日野高幡1001-7 ☎ 591-3327
夜間 581-3584

日野市の造園業者です

お見積無料

- お庭を驚くほどきれいに!
- 安く! すばやく! 確かな技術で!
- すべて1本単位からでも承ります!

価格を他社と比較してください!!

さきやま造園 TEL 0120-977-028
東京都日野市西平山5-26-12 (無料)